

施行 平成 21 年 2 月 14 日  
改定 平成 24 年 3 月 1 日  
改定 平成 27 年 4 月 1 日  
改定 平成 28 年 3 月 19 日  
改定 平成 28 年 12 月 18 日

## 第 1 条（目的）

この規程は、公益社団法人日本フェンシング協会（以下「本会」という。）定款第 5 条に規定する会員、本会における審判員、指導者、選手等の登録に関し、定めるものとする。

## 第 2 条（登録の義務）

本会および都道府県におけるフェンシング競技を統括する団体（以下「支部」という。）等の事業（競技会、講習会、その他すべての事業）に参加する者は、定款および本規程等に則り、すべて登録をしなければならない。

## 第 3 条（種別）

この規程による本会の会員、選手等個人、公認審判員、公認指導員（以下「会員等」という。）等の登録種別は次のとおりとする。

### 1. 会員登録

- (1) 正会員（支部の代表者および理事会の承認を受けた団体の代表者・理事会の承認を受けた個人ならびに学識経験者で理事会において選任され、社員総会で承認を受けた者）
- (2) 賛助会員（本会の事業を援助する個人又は団体）
- (3) 名誉会員（本会に対し、特に功労のあった個人で、社員総会の議決を経て推薦された者）

### 2. 個人登録

選手等各支部に所属する個人。なお、別紙所定の役員は、役員規程等で特に定められている場合を除き個人登録とする。

### 3. 公認審判員登録

本会が認定する公認審判員は、個人単位で本会に登録申請を行うものとする。なお、公認審判員の登録に関し、必要な規程は別に定める。

### 4. 公認指導員登録

本会が認定する公認指導員は、個人単位で本会に登録申請を行うものとする。なお、公認指導員の登録に関し、必要な規程は別に定める。

### 5. その他必要な登録は理事会の協議を経て、総会で定める。

#### 第4条（登録申請方法）

1. 正会員登録、賛助会員登録および名誉会員登録は、本会に直接、登録申請を行う。
2. 個人登録は、本会が運営する Web 登録の方法により登録申請を行う。
3. 公認審判員登録および公認指導員登録は、支部または理事会の承認を受けた団体を通し、個人単位で本会に登録申請を行う。

#### 第5条（登録費）

1. 本会に納入する登録費は、理事会の協議を経て、総会で定める。
2. 登録は本会に登録費の納入が確認された時点で有効となる。

※ 登録費の明細及び種別の内容は別表のとおり。

#### 第6条（登録有効期間）

1. 当該事業年度の4月1日より翌年3月31日までとする。但し、公認審判員、公認指導員についてはそれぞれの規程の定めるところによる。
2. 事業年度の途中で登録を行った者の登録有効期間は、登録日から当該事業年度末の3月31日までの期間とする。

#### 第7条（登録申請期間）

1. 本会への登録申請期間は、原則として当該事業年度の4月1日より3ヶ月間とする。
2. 前項の期間を徒過して登録申請する場合には、登録費に加え、別途定める遅延料を支払わなければならないものとする。
3. 第2項にかかわらず、事業年度の途中で入会した等正当な理由がある場合には、年度の途中で登録申請を行っても遅延料は発生しない。

#### 第8条（罰則）

1. 第3条の種別に該当し、登録が必要であるにもかかわらずこれを怠った者に対しては、次のとおり罰則を適用する。
  - (1) 会員登録および個人登録を怠った者は、本会および支部の当該年度の運営ならびに競技会等、各種行事の運営に役員、審判員等として参加することはできない。
  - (2) 個人登録を怠った者は、本会が主催・主管する競技会及び個人登録を参加要件とするその他の競技会には、予選会も含め選手として参加することはできない。
  - (3) 公認審判員登録を怠った者は、本会および支部の競技会、講習会等、各種行

事に審判員等として参加することはできない。その他、資格保留、格下げ、取消等の罰則は公認審判員規程による。

(4) 公認指導員登録を怠った者は、本会および支部の競技会、講習会等、各種行事に指導員等として参加することはできない。その他、資格保留、格下げ、取消等の罰則は公認審判員規程による。

(5) 未登録であるにもかかわらず、本条各号の競技会、各種行事に参加した者は、理事会の議決により1年間の資格停止とすることができる。

2. 所属団体その他の登録事項に関し虚偽等の不正な申請をした者は、理事会の議決により1年間の資格停止とすることができる。

#### 第9条（外国人の登録）

1. 日本国籍を有しない者の本会への登録は、日本人に準じて行うものとする。但し、登録に際し、国籍を証明するもの（写し）を提出するものとする。

2. 日本国籍のない選手の競技会への参加資格および入賞条件については、各競技会の主催団体が別途定めて要項に記載する。

#### 第10条（競技会参加選手の所属）

競技会要項に別途定める場合を除き、次のとおりとする。

(1) 競技会参加選手の個人登録は、登録時に所属団体を明記しなければならない。

(2) 個人登録者は、登録時に記載した単一の所属団体にのみ所属する。

(3) 事業年度の途中で住所変更、進学、卒業、就職、転職等により所属団体の変更が必要となる場合は、個人登録を行った支部に変更の届出を行う。都道府県をまたいで変更があるときは、既に登録のある支部に転出の届出を行い、転入する支部に転入の届出をしなければならない。

#### 第11条（別団体の登録）

1. 個人登録者は、競技会要項で認められる範囲において、所属団体とは別の団体（以下「別団体」という。）を構成して競技会に参加することができる。

2. 別団体は、第7条にかかわらず、いつでも登録することができる。

3. 一人の個人登録者が加入できる別団体は、第10条(3)の場合を除き、個人登録を行った同一年度内に1つのみとし、同一年度内に、加入する別団体を変更したり複数の別団体に加入することはできない。

4. 個人登録者は、第10条(3)場合を除き、登録のある支部以外の支部において別団体を構成し加入することはできない。

5. 別団体は登録費を徴収する。

#### 第12条（アンチ・ドーピング等）

1. 競技会参加選手は、世界アンチ・ドーピング規程、国際基準及び日本アンチ・

ドーピング規程（これらの改定版も含む。以下総称して「アンチ・ドーピング規程等」という。）が適用されること、及び、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構の公式ウェブサイト(<http://www.playtruejapan.org/code/>)に掲示されているアンチ・ドーピング規程等に定めるドーピング検査やその後の検体の分析、結果の管理等の一連の手続（以下「ドーピング・コントロール手続」という。）を理解し、同意しなければ、個人登録をすることができない。

2. 競技会参加選手が未成年者である場合には、その親権者がアンチ・ドーピング規程等の内容を理解した上で、当該競技会参加選手に対してその内容を指導し、かつ、ドーピング・コントロール手続に同意しなければ、当該競技会参加選手は個人登録をすることができない。
3. 事業年度の途中で前項の親権者が交替した場合には、遅滞なく本会に届け出て、前項の指導を継続しなければならない。
4. 第2項にかかわらず、競技会参加選手が18歳以上である場合には、ドーピング・コントロール手続においては成年者と同様に扱うことを了承する。
5. 競技会参加選手が個人登録の手続を行ったときは、本条に定めるすべての条項に同意したものとみなす。
6. 競技会参加選手又はその親権者が本条に違反したときは、本会は、当該競技会参加選手の個人登録を抹消することができる。

#### 第13条（登録事項の変更連絡）

登録事項に変更が生じた場合には、すみやかに本会および支部に文書をもって連絡することとする。

#### 第14条（登録審査委員会）

本会は本規程施行上の諸問題等を処理するため、登録審査委員会を設ける。委員の定数は理事1名以上を含む若干名とし、必要に応じて委員の互選により選任された委員長が招集する。

#### 第15条（登録の拒否または取消）

登録に虚偽や重大な誤り、または本会の定款等に記されている目的に反すると登録審査委員会が認めたときは、登録を拒否または取り消すものとする。

#### 第16条（改廃および施行）

本規程の改廃は理事会の議決によるものとする。

#### 【附則】（経過措置）

第7条の改正は、2016年度より施行する。

## 別表

種別	登録費	備考
1. 会員 (1) 正会員 (2) 賛助会員 (3) 名誉会員	10,000 円 0 円 0 円	
2. 個人 (1) 個人登録（一般） (2) 個人登録（大学生等※） (3) 個人登録（高校生等※） (4) 個人登録（中学生） (5) 個人登録（小学生）	12,500 円 8,000 円 5,000 円 3,500 円 3,000 円	※各種学校等在学生を含む。
3. 公認審判員	公認審判員規程による。	
4. 公認指導員	公認指導員規程による。	
5. 別団体	所属する選手 1人につき 5,000 円	

別紙

第3条 2. 個人登録にいう「役員」とは、以下の者をいう。

- ① 本会の理事
- ② 本会が主催・主管又は協賛する競技大会を組織運営する役員
- ③ 各支部の会長及び副会長又は理事長